

社会資源について（概要）

2014年11月

NPO法人ノーチラス会

社会資源とは、制度/施設/機関/団体/人などをいいます（ここでは主に精神保健福祉に関して）

1. 相談窓口や情報源

- (1) **福祉の窓口** 各種相談の一次窓口。自立支援や手帳申請他。名称は自治体で異なる
- (2) **福祉のしおり（障がいのある人やそのご家族等に無償配布。手帳未取得でもOK）**
制度の詳細、具体的な施設・機関・団体など、社会資源がほぼ網羅されています。
各自治体の福祉窓口で是非貰ってください（HPからダウンロードできる自治体もあります）
三障がいを対象としたものの他に、精神障がいのみの冊子を発行している自治体もあります。

2. 福祉制度

- (1) **自立支援医療（精神通院）**：受診(+カウンセリング)、薬局、デイケアの**負担3→1割**
- (2) **精神障害者保健福祉手帳**：障がい者雇用、手当金、税金控除、公共施設/携帯通話料等割引など
- (3) **障害年金**

3. 福祉施設

- (1) **就労系**：就労継続支援A（雇成型）、就労継続支援B（非雇成型（旧作業所））
- (2) **生活系（入居施設、相談）**：共同生活援助（グループホーム）、同介護（ケアホーム）
- (3) **日中系**：地域活動支援センター（略称：地活） I型：相談（仕事や生活など）、フリースペース（仲間づくり）、プログラム（生活リズム、創作活動他）

4. 公的機関

福祉の窓口（前述）、保健所、精神保健福祉センター（医療相談、手帳審査他）

5. 医療機関

病院・診療所（クリニック）、薬局、デイケア・ナイトケア（公的機関で行っているものもあります）

6. 団体

当事者会（自助グループ）、家族会、支援団体、これらの連合組織（行政との折衝）

7. 就労

ハローワーク、障がい者支援/就労相談/就労移行支援/職業センター、障害者職業能力開発校（期間：半年～2年）、トライアル雇用（障がい者委託訓練。期間：概ね3か月以内）。短期やスポットの職業訓練などもあります。自治体により名称が異なる場合があります。

8. 人的資源

CW（ケースワーカー。一番広い概念）、SW（ソーシャルワーカー。治療以外の生活相談）、MSW（医療SW）、PSW（精神保健福祉士）、OT（作業療法士）、臨床心理士、カウンセラー、ピアサポーター、（行政）保健師、薬剤師、社会福祉士など

※デイケア：目的は大きく、リラクゼーション・プログラム（生活リズム、創作活動他）・就労支援/リワーク（実施デイケアは少ない）の3つ。

規模、設備、プログラム、雰囲気などはデイケアにより様々であり、見学や体験ができる。デイケアスタッフ：PSW、OT、看護師、医師、臨床心理士など